

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

9月号

○今月の特集(特大号)
労働契約法の改正

○今月の数字
<16.766%>

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
特定社会保険労務士の中尾です。



夏休みが終わったと思ったら9月は連休が2回もあります。
9月の4週目は稼働日が4日です。(土日休みの会社は1回ですが)

スケジュールリングを間違えると連休どころではなくなりますので、
早めの業務調整が大事になってきますね。



マスコットの
「よもぎ」です。
暑くてクーラーがな
いとツライです～。

○ちょっと一服
さかなコーナー
雨魚・甘子
「似てるけど違います。」

今月の特集：労働契約法の改正

労働契約法の一部を改正する法律が8月10日に公布されました。

★改正の趣旨

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合に無期労働契約に転換させることなどを法定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

としています。

昨今、非正規労働者の低賃金と低い就業定着率などが問題になっています。

そうした社会情勢からも有期労働契約(者)に対し、安定した職の確保をすることで、安定した賃金の確保を目指す目的もあります。

こうした人たちの収入のアップは、経済的にも消費の拡大、税収の確保、社会保険料の増収に繋がりますので、国はそのあたりの意識もあると思われます。

★具体的改正点

- ①有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換
- ②有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化) (の明確化)
- ③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止 (差別的待遇の禁止)

このような規定が新たに盛り込まれました。有期労働契約(者)がメインになっています。

①有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- ・有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合
 - ・労働者の申込みにより
- ⇒無期労働契約に転換させる

と言うものです。

無期の労働契約になった場合の労働条件は、いままでの有期労働契約と同一の労働条件が原則となります。ただし、『労働者の申込みにより』ですから、会社から無期契約への変更の申し出をする義務はありません。なお、労働者からの無期労働契約の申出を事前に行わないことを定めるような覚書等は認められません。この覚書等は「無効」となります。

※改正条文にもある「長期にわたり反復更新」にならないように形式上いったん辞めてもらい、数日後に新たに契約を結んで「いったん雇用関係が切れているから継続してないので「長期にわたり反復更新」には当たらない。」ということのを許さないために以下のような条文も盛り込まれました。

『原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。』

改正法では、例外的に有期契約期間満了で会社を離れて6ヶ月経ってから新たに有期労働契約をした人に関しては「また初めから雇った」として扱います。

②有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

いままで、裁判での判例により個別に有期労働契約者の雇止めなどに対応していましたが、その中で最高裁判決を基準に明確にルール化を図るものです。

・毎回自動更新をしている ・長期間更新していたのに突然更新を拒否された 場合、不当な雇止め(不当解雇)となる可能性があります。

これは労働者本人が「今までと同じ働きぶり、成果をだしているんだから、今回も当然更新されるだろう」という思い(期待権)を保護するものです。

有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたものとみなす。

②有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)の続き

また、今回の改正における通達の中で12の判例が、この改正法の通達における別添え参考資料として出されています。これらに挙げられた判例も判断材料とされます。
その内容を大きく分けると

- ・安全配慮義務に関する判例 ⇒ 労働者の生命・身体等を危険から守る義務は会社にあるなど
- ・就業規則に関する判例 ⇒ 就業規則の定め方や変更方法とその効力、解雇の有効無効など
- ・解雇や雇止めに関する判例⇒解雇濫用になる場合、有期契約の更新と解約(雇止め)の有効無効など

事業主の責任が明確にされることとなりますので、ますます労務管理の構築と運営が重要となります。

③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、**職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮**して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

としています。

「同じ仕事をしているのに、契約期間があるかないかの差だけで待遇に差を付けてはいけません。」
ということです。

●具体的には

賃金、労働時間だけでなく、災害補償、服務規律、教育訓練、福利厚生など『労働者に対する一切の待遇を包含する』としています。

ただし、『職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して』とあり、例えば定年後の再雇用の場合などでは、

定年後に有期労働契約で継続雇用された労働者の労働条件が定年前の他の無期契約労働者の労働条件と相違することについては、定年の前後で職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲等が変更されることが一般的であることを考慮すれば、特段の事情がない限り不合理と認められないと解されるものであること。

とされています。

定年後の再雇用でよくある、正社員よりも所定労働時間が短い、所定休日が多い、軽作業である場合などは、『無期契約労働者の労働条件と相違』するので、正社員と同じ待遇でなくてもよいということになります。

あくまで「同じ職務・業務内容」などであった場合差別してはいけません。としています。

★法改正の施行日

②については8月10日から施行されています。(公布と同時に施行)

①③については平成25年8月9日までに施行されます。(公布日から1年以内)

★まとめ

長引く不況とそれに伴う雇用情勢の不安定化。そして非正規労働者の増大、正規労働者との収入の格差などが問題になっており、非正規労働者の雇用と収入の安定が急務になっていました。

また、非正規労働者との紛争などのトラブルが増していることもあり今回の改正となった経緯があります。

今後も非正規労働者の雇用の確保と収入の安定に資する策が出てくると思われます。
社会保険の加入条件の緩和などもその一旦です。

非正規労働者雇用のルールが細くなってくるので、ルールの把握とその対応をしっかりしなければ無用なトラブルに巻き込まれる危険性もありますので注意が必要です。

今月の数字 <16.766%>

この数字は平成24年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料率です。(一般被保険者)
今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成24年9月分(同年10月納付分)から平成25年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

◎一般の被保険者の場合

(現行) … 16.412%

(平成24年9月～)… **16.766%**となります。

※巻末に新しい厚生年金保険料額表を
付けましたので、ご参照ください。

厚生年金保険料は等級別に設定されていますので、
今回の改正で給与等の総額が25万円の人で厚生年金保険料が21,336円から21,796円になります。

社会保険料は、春に健康保険料、秋に厚生年金保険料と年2回保険料が上がります。

また、給与からの天引きのタイミングが、翌月徴収なのか当月徴収なのかで異なりますので、注意が必要です。

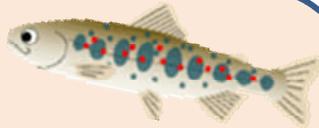
ちなみに翌月徴収の会社が多いと思います。入社月の給与から社会保険料を徴収しない会社などです。

この場合、10月の支給給与から変更した保険料を天引きします。※締日支給日は関係ありません。

社会保険料変更のタイミングは、会社によりルールや方法が異なりますので、それに合わせて行ってください。

ちょっと一息さかなコーナー

夏休みにアユ釣りに行った際に、
間違えて釣ってしまったのが
アマゴでした。



東日本にいるヤマメととても似ています。棲んでいるところは渓流域ですし、食べるものなどの生態も同じなのですが、アマゴには赤い斑点(朱点)があるのが違いです。

その分布は日本アルプスを境に東日本はヤマメ西日本はアマゴと分かれます。

ホタルやモグラのように魚もアルプスを境に独自に進化・発展していったんですねー。

一部例外的に関東でも奥多摩にある丹波川など、アマゴが棲む川がありますが、これはもともと人が放流したものです。

アマゴはサケの仲間なのですが、基本的には海に下らずに内陸で一生を終えます。(陸封型)

でも、いまでも海を忘れずにサケのように海に出て産卵時期に川へ帰ってくるのがいます。

これをサツキマス(降海型)と言います。

その姿もアマゴとは違い、銀色の鱗に包まれています。これは海水に対応するために固い鱗が必要なんですね。大きさも70センチを超えるものもいます。

また、アマゴの漢字は諸説いろいろで「甘子」「天魚」「雨魚」「雨女魚」などがあります。

梅雨の雨の時期に良く釣れるので「雨魚」と言うのが有力なようです。

編集後記

今年初めて夏休みをいただきました。
これも顧問先さまのご協力の賜物です。
ありがとうございます。

夏休みを利用して、アユ釣りに行ってきました。

せっかくなので日帰りではいけない京都を予定していましたが、記録的豪雨で結局岐阜をメインとした釣行でした。

突然のわか雨に打たれながらも、久しぶりにアユと戯れていい休日を過ごさせていただきました。

(平成24年9月号)



なかお事務所

特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28

和智ビル603

メール: info@nakao-jimusho.com

H P : <http://nakao-jimusho.com>

T E L : 048-476-5753

○平成24年9月分からの厚生年金保険料額表

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)		
等級	月額	日額		全額	折半額	全額	折半額	
			円以上	円未満	16.766%	8.383%	17.192%	8.596%
1	98,000	3,270	円以上	~ 101,000	16,430.68	8,215.34	16,848.16	8,424.08
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	17,436.64	8,718.32	17,879.68	8,939.84
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	18,442.60	9,221.30	18,911.20	9,455.60
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	19,783.88	9,891.94	20,286.56	10,143.28
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	21,125.16	10,562.58	21,661.92	10,830.96
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	22,466.44	11,233.22	23,037.28	11,518.64
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	23,807.72	11,903.86	24,412.64	12,206.32
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	25,149.00	12,574.50	25,788.00	12,894.00
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	26,825.60	13,412.80	27,507.20	13,753.60
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	28,502.20	14,251.10	29,226.40	14,613.20
11	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	30,178.80	15,089.40	30,945.60	15,472.80
12	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	31,855.40	15,927.70	32,664.80	16,332.40
13	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	33,532.00	16,766.00	34,384.00	17,192.00
14	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	36,885.20	18,442.60	37,822.40	18,911.20
15	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	40,238.40	20,119.20	41,260.80	20,630.40
16	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	43,591.60	21,795.80	44,699.20	22,349.60
17	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	46,944.80	23,472.40	48,137.60	24,068.80
18	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	50,298.00	25,149.00	51,576.00	25,788.00
19	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	53,651.20	26,825.60	55,014.40	27,507.20
20	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	57,004.40	28,502.20	58,452.80	29,226.40
21	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	60,357.60	30,178.80	61,891.20	30,945.60
22	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	63,710.80	31,855.40	65,329.60	32,664.80
23	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	68,740.60	34,370.30	70,487.20	35,243.60
24	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	73,770.40	36,885.20	75,644.80	37,822.40
25	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	78,800.20	39,400.10	80,802.40	40,401.20
26	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	83,830.00	41,915.00	85,960.00	42,980.00
27	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	88,859.80	44,429.90	91,117.60	45,558.80
28	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	93,889.60	46,944.80	96,275.20	48,137.60
29	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	98,919.40	49,459.70	101,432.80	50,716.40
30	620,000	20,670	605,000	~	103,949.20	51,974.60	106,590.40	53,295.20

○ 厚生年金保険料率（平成24年9月1日～平成25年8月31日 適用）

一般の被保険者等 …16.766% （厚生年金基金加入員 …11.766%～14.366%）
坑内員・船員の被保険者 …17.192% （厚生年金基金加入員 …12.192%～14.792%）

○ 児童手当拠出金率 …0.15%

※児童手当拠出金については事業主が全額負担することとなります。

● 被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- （注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

● 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

● 賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1か月あたり150万円が上限となります。

● 児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（0.15%）を乗じて得た額の総額となります。

● 全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、平成24年4月納付分から改定されておりますので、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,120,584.html>)

● 健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。